

第12回 基本方針策定タスク 議事録

1. 日時 平成16年4月2日(金) 10:00~12:15

2. 場所 日本電気協会 4階 D会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

委員: 班目主査(東京大学), 遠藤(日本原子力発電), 唐澤(東京電力), 設楽(東京電力), 関村(東京大学), 寺津(東京電力), 宮口(IHI), 渡邊(東京電力), 浅井(日本電気協会) (9名)

代理出席: 野村(関西電力・新田副委員長代理), 稲野辺(日本原電・谷口代理)(2名)

欠席委員: 樋口(日本原子力発電) (1名)

事務局: 池田, 國則, 上山, 平田, 福原(日本電気協会)

4. 配付資料

No.12-1 第11回 基本方針策定タスク 議事録(案)

No.12-2 原子力規格委員会 基本方針策定タスク委員名簿

No.12-3 原子力規格委員会の検討課題

No.12-4-1 第1回原子力関連学協会規格類協議会 議事録

No.12-4-2 第2回原子力関連学協会規格類協議会 議事録

No.12-4-3 第3回原子力関連学協会規格類協議会 議事録(案)

No.12-5-1 「JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針(運転段階)」
制定案の公衆審査開始後の修正に係わる経緯について

No.12-5-2 公衆審査開始後の規格案の修正に係わる手続きについて

No.12-6-1 表彰規約について(第10回原子力規格委員会 資料)

No.12-6-2 原子力規格委員会 功績賞 推薦申込書

参考資料 - 1 日本電気協会 原子力規格委員会 規約

参考資料 - 2 日本電気協会 原子力規格委員会 運営規約 細則

参考資料 - 3 第11回 原子力規格委員会 議事録

参考資料 - 4 第12回 原子力規格委員会 議事録

参考資料 - 5 第13回 原子力規格委員会 議事録(案)

5. 議事

(1) 定足数の確認

事務局から, 委員総数12名に対して本日の出席委員数は9名で, 「委員総数の3分の2以上の出席」という会議開催定足数の条件を満たしていることの報告があった。

(定足数の確認後の最終的な出席委員数は11名になった)

(2) 前回議事録確認

資料No.12-1に基づき、事務局から、前回議事録案の説明があり、5.議事(8)4行目「JEAC 4122設計段階・・・」以降を修文することです承された。

(3) 基本方針策定タスク委員の報告について

資料 No.12-2 に基づき、事務局から、近藤委員と村上委員の退任の報告と新たに関村委員及び宮口委員の2名を加えた本タスクの委員名簿について説明があった。

(4) 原子力規格委員会の検討課題の紹介について

資料 No.12-3 に基づき、事務局から、今回タスクで審議する項目について説明があった。

(5) 原子力関連学協会規格類協議会の報告について

資料 No.12-3-1 から No.12-3-3 に基づき、事務局から、原子力に関連する民間規格における関係団体の役割分担等を協議する場を設けることとしていた「原子力関連学協会規格類協議会」について、三回開催された協議会における議論の状況について説明があった。

特に、第3回の協議会で議題となった原子力発電分野における民間規格の活用推進について議論がなされた。

これに関する意見の大略は以下のとおりであった。

- a) 三学協会にはおおよその分野分けはあるが、今後は規格制定団体から各々の策定範囲を表明することが必要となる。その時に電気協会は受身の立場にならないためにも、自らの規格の体系化を明確にすべき。また、場合によっては、新しいタスクを設置して検討することも考えていくべき。
- b) 規格の体系化を考えるにあたっては、他の学会との規格作成の棲み分け問題への対応が必要となるが、早急に解決できる問題ではないので、規格の移行を視野に入れた長期的な検討を行うべき。また、新規作成が必要な規格も併せて検討を行うべき。

規格の体系化については、第3回協議会の資料であった「規制基準・民間規格体系図」をもとに、新規作成が必要な民間規格も含めて各分野における日本電気協会 原子力規格委員会としてあるべき規格体系の検討を各分科会に依頼することとした。

(6) 公衆審査開始後の規格案の修正に係わる手続きについて

資料 No.12-4-1 に基づき、宮口委員から、第13回原子力規格委員会で報告のあった「JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針(運転段階)」制定案にて、公衆審査開始後にかなりの見直しが必要となっていることなどの経緯について説明があった。併せて、資料 12-4-2 に基づき、事務局から、本件に関して運営規約 細則を見直すことによる対応についての説明があった。

これに関して、現行の原子力規格委員会 規約では公衆審査意見の対応について第15条第2項で対応しているが、本件については、この条文で対応することは適切ではないと判断されるので、規格案修正の取扱いについては原子力規格委員会で決定すべきとの意見があった。その結果、運営規約細則の「4.1 規格(改定を含む)の審議細則 (2)審議手順」に、

(k)書面投票終了以降、規格原案及び規格改定原案に修正が必要な場合の処置については、委員会にて決定することとする。

を追記することで、どの時点においても委員会判断で分科会への審議差し戻しなどが

できるようにすることで対応を行なうこととした。

この細則の改定を次回の原子力規格委員会に提案し、承認された時点で品質保証分科会より JEAG4121 への対応について具体的な提案を受けて、原子力規格委員会にてこの提案について審議を行うこととした。また、運営規約細則の改定については、その運用実績により原子力規格委員会規約に反映することとした。

(7) 表彰制度について

資料 No.12-6-1 及び No.12-6-2 に基づき、事務局から、第 10 回原子力規格委員会承認された委員表彰制度について、その運営方法の詳細について定める表彰規約について説明があった。

第 5 条第 3 項について、表彰者の承諾をもとに、委員会ホームページなどに公表することと修正した表彰規約(案)を次回の原子力規格委員会に提案することとした。

(8) その他

1) JEAC4111-2003 の研修セミナーが一般企業にて計画されていることの報告が事務局よりあった。

これに関して大略以下のような意見があった。

- a) 規格作成には、このような外部的問題が発生することを認識し、十分に注意を払うべき。
- b) 分科会・検討会など原子力規格委員会の組織に属している委員がことわりなくこのようなセミナーに講師などとして参加するのは倫理的な問題があり、各委員に注意を促す。
- c) JEAC/G の名称を掲げることにより、電気協会が容認している研修のように思われるので、何らかの処置をすべき。
- d) 法律的な取扱いについて弁護士に確認すべき

本件の経緯を原子力規格委員会で紹介し、上記 a)、b) 項などを各委員に注意を促すこととした。

2) 次回開催は、原子力規格委員会の審議結果を踏まえて、別途調整することとした。

以上